

SY3-1

成育基本法の概要と実施状況

市川 佳世子

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

成育基本法については、令和3年2月に「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本方針」(以下「成育医療等基本方針」という。)を策定した。本方針は、子ども達の健やかな成育を確保するため、成長過程を通じた切れ目ない支援、科学的な知見に基づく適切な成育医療等の提供、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備などを基本理念として、関係する施策を総合的に推進していくこととしている。また、成育基本法において、都道府県は、医療計画その他政令で定める計画を作成するに当たっては、成育過程にある者等に対する成育医療等の提供が確保されるよう適切な配慮するよう努めるものとされている。基本方針策定後、令和3年12月24日に成育医療等協議会を開催し、成育医療等の提供に関する施策の実施状況や、成育医療等基本方針に基づく施策の実施状況に関する評価指標について報告した。今後、成育医療等基本方針の見直しに向け、議論される予定である。